

資料 2

岩手県立病院ターゲティング広告業務

業務仕様書

令和 8 年 10 月
岩手県医療局

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「岩手県立病院ターゲティング広告業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとするもの（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものです。

1 本業務の目的

岩手県立病院の職員採用試験春季通常募集受験者数について、令和元年度は 328 人であったが、令和 8 年度は 240 人となり、減少傾向である。

採用試験受験者数の増加に向けて、ターゲット層に対し、確実に情報を発信していく必要がある。岩手県立病院の魅力発信及び認知度向上を図るため、医療に興味・関心のある学生及び有資格者をターゲットとする Instagram 広告を実施すること。

2 本業務の概要

(1) 業務の名称

岩手県立病院ターゲティング広告業務

(2) 委託期間及び予算額

ア 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）までとする。

イ 予算額

1, 000, 000 円

3 業務内容（仕様）

(1) 全体企画

業務の目的を達成するため、制作スケジュールを踏まえた企画を実施すること。

(2) 広告作成

ア ターゲティング広告のターゲット

- ・ 医療に興味、関心のある学生及び有資格者を主なターゲットとする。

イ 内容

- ・ 広告は、フィード・リール・ストーリーズへの調整含む、4 種類作成（看護師・助産師・薬剤師・その他）。

※ モデルに岩手県医療局就業者を活用する場合は、県が指定する者とする。

- ・ 広告内容は、本業務の目的やターゲットを踏まえた最適な内容とし、県と協議の上決定すること。

ウ 留意事項

- ・ 交通費、モデルに対する謝礼等、取材に付随する費用については、委託料に含ま

れること。

- ・ 制作した広告は、県が主催するイベントや SNS 等においても、県が自由に使うことができるようにすること。

(3) Meta 広告 (Instagram) の配信

ア 配信期間

令和 8 年 12 月 1 日 (火) ～令和 9 年 3 月 31 日 (水)

イ 設定内容

- ・ 業務の目的を達成するため、ターゲットに対し効果的に配信できるような設定とすること。
- ・ 広告の表示回数は 9,000,000 回、クリック数 22,000 回を想定しているもの。
- ・ なお、県では広告配信の設定について、下記の内容を想定している (参考)。

【看護師・助産師】

項 目	設定内容
配信エリア	東北 (福島・山形を除く)・関東
ターゲット年齢	18～43 歳
ターゲット性別	男女
興味関心	医療・看護

【薬剤師】

項 目	設定内容
配信エリア	北海道・岩手・宮城・関東
ターゲット年齢	18～43 歳
ターゲット性別	男女
興味関心	医療・薬剤

(4) 効果分析・実績報告

毎月、本業務による広告効果等の測定・分析を行い、委託者に書面で報告すること。

配信エリア・年齢の項目別に表示回数・クリック数を分析すること。

効果分析の結果、配信設定の変更等が必要と見込まれる場合は、県と協議の上決定すること。

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち管理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先 (商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要

事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1)再委託等の制限イ」により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置請求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

イ 県は、上記「(1)再委託等の制限イ」による受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

ウ 受託者は、上記ア及びイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定めるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示。漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するうえで、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならない。

(7) その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うもの。